



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社トラスト
代表者名 代表取締役社長 西山 勝晃
(コード番号 3347 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 高森 弘
(TEL. 052-219-9058)
<http://www.trust-ltd.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平 18 年 6 月 27 日開催予定の第 18 期定時株主総会に下記のとおり定款変更について付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)(以下、「会社法等」という。)の施行に伴い、本総会での変更を以下のとおり行うものであります。
 - ①公告の方法について、周知性の向上及び経営の合理化を図るため、現行定款第4条(公告の方法)につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が生じた場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
 - ②当社の定款には取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされているため、当該規定の新設するものであります。
 - ③当社の定款には株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされているため、当該規定を新設するものであります。
 - ④取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会で決議すべき事項について、取締役会全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は取締役会の決議を省略することができる旨の規定を新設するものであります。
 - ⑤株主総会参考書類等の提供について、安価で情報を十分にできる方法としてインターネットによる開示とみなし提供とする旨の規定を新設するものであります。
 - ⑥議決権の代理行使における代理人の員数を制限するため、具体的な員数を定めるものであります。
 - ⑦取締役が役割を十分に発揮できるように、法令の限度において、損害賠償責任を取締役会の決議によって免除することができる旨の規定及び社外取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
 - ⑧監査役が役割を十分に発揮できるように、法令の限度において、損害賠償責任を取締役会の決議によって免除することができる旨の規定及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
 - ⑨機動的な資本政策及び配当政策を図るため、自己株式の取得、剰余金の配当等を取締役決議により行うことができる旨の規定を新設するものであります。
 - ⑩その他、会社法等に基づく必要となる規定の移設、不要となる規定の削除を行うとともに、所要の変更を行うものであります。
- (2) その他、目的を達成した附則についてこれを削除するとともに、条数の繰り下げ及び字句等の整備を行うものであります。

2. 変更の内容
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は1,000,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、端株の買取請求の取扱い等株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社に於いてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第8条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、端株の買取請求の取扱い、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料については、取締役会に於いて定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は1,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) <u>第9条</u> 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会に於いて権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. <u>本定款に定めのある場合のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期) 第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときは随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(移 設)</p> <p>(招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会に於いてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数でこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">(移 設)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある時は随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) <u>第11条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長) 第12条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数でこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録) 第14条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役が記名押印し、または、電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第15条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第16条 取締役は、株主総会に於いて選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> 2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会規則) 第19条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会に於いて定める取締役会規則による。</u></p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第16条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第17条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第18条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(移 設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集及び議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会に於いてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(取締役会の議事録) 第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、または、電子署名を行う。</p> <p>(移 設)</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第20条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たした時は取締役会の決議があつたものとみなす。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規則) 第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第25条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第26条 監査役は、株主総会に於いて選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任 期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第28条 監査役は、<u>互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p> <p>(監査役会) 第29条 監査役会招集の通知は、<u>各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第30条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第28条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第29条 監査役会はその決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査役会規則) 第31条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査役の責任免除)</u> 第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新 設)	2. 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
<u>(営業年度及び決算期)</u>	<u>(事業年度)</u>
第31条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>決算は毎営業年度の末日に行う。</u>	第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの <u>1年とする。</u>
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第35条 当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u>
<u>(利益配当金)</u>	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>
第32条 当社の利益配当金は、 <u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを行う。</u>	第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
(新 設)	2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
(新 設)	3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>(中間配当金)</u>	(削 除)
第33条 当社は、 <u>取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間) <u>第34条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第17条の規程にかかわらず、平成16年6月24日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は従来どおり2年とする。なお、本附則は、平成18年3月期に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) <u>第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

以 上